

知立市規則第 8 号

知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、知立市開発等事業に関する手続条例（平成 19 年知立市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 4 章に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談の申出)

第 2 条 市長は、条例第 28 条に規定する相談の申出があった場合、相談申出調書（様式第 1）を作成するものとする。

(あっせんの申出)

第 3 条 条例第 29 条第 1 項に規定するあっせんの申出をしようとする者は、紛争調整申出書（様式第 2）により、市長にその趣旨及び事件の実情を明らかにし、関係する物証等がある場合には、同時に提出するものとする。

2 市長は、紛争調整申出書が一方の当事者から提出された場合、紛争調整の内容があっせんをするのに適当と認めるときは、当事者双方に紛争調整開始通知書（様式第 3）により通知するものとする。

3 市長は、当事者双方に紛争調整開始通知書により通知後、あっせんの場に出席しない当事者に対し、紛争調整執行勧告書（様式第 4）により通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた当事者は、紛争調整執行勧告回答書（様式第 5）により出席に応じる旨又は応じない旨を市長に回答するものとする。

(資料の提出)

第 4 条 市長はあっせんのために必要と認めるときは、当事者から資料提供要請書（様式第 6）により必要な資料の提供を求めるものとし、資料提供に応じない者に対しては、資料提供勧告書（様式第 7）により勧告を行うものとする。

(あっせんをしない場合)

第 5 条 市長は、あっせんの申出に係る事件がその性質上あっせんをするのに適当でないと認めるとき又は当事者が不当な目的のみだりにあっせんの申出をしたと認めるときは、あっせんをしないものとする事ができる。

2 市長は前項の規定によりあっせんをしないものとしたときは、紛争調整不適當通知書（様式第 8）により申出者に通知するものとする。

(あっせんの申出の時期)

第6条 条例第29条第3項に規定するあっせんの申出ができる期間は、事業計画内容によるものについては、開発等事業計画書の提出の日から事業協定の締結の日まで、工事内容によるものについては、着手届の提出日から完了の日までとする。

(あっせんに要する標準の期間及び期日)

第7条 条例第29条第8項に規定するあっせんに要する標準の期間は、紛争調整開始通知書又は紛争調整執行勧告書を通知した日から起算して45日とする。

2 市長は、あっせんの係属する期間内において3回を限度としてあっせん期日を設け、当事者の双方が合意に達するよう努めるものとする。

(あっせんの代表者)

第8条 あっせんの場合に出席できる当事者は、人数の制限はしないものとする。ただし、当事者において共通の利益を有する者が多数ある場合は、当事者は、当事者の中から3人を超えない範囲で代表者を決定することができる。

2 市長は、共通の利益を有する当事者が著しく多数であり、かつ、代表者を決定することが適当であると認めるときは、当該当事者に対し、代表者の決定を代表者決定命令通知書(様式第9)により命ずることができる。

3 前2項の規定により代表者を決定した者(以下「決定者」という。)は、その決定を取り消し、又は変更することができる。

4 決定者は、第1項の規定により代表者を決定した場合は、代表者決定通知書(様式第10)を、前項の規定により代表者の取消し又は変更した場合は、代表者(取消・変更)届(様式第11)を速やかに市長に提出しなければならない。

5 代表者は、決定者のために、申出の取下げ又はあっせんの合意を除き、当該申出に関する一切の手続を行うものとする。

(代理人)

第9条 あっせんの当事者は、委任をもって代理人を立てることができる。

2 前項の規定により代理人を立てるときは、代理人通知届(様式第12)を市長に提出するものとする。

3 代理人の権限は、委任を証する書面に明示しなければならない。

(あっせんの申出の取下げ)

第10条 当事者があっせんの申出を取り下げるときは、あっせん申出取下届(様式第13)を市長に提出するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第11条 市長は、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切り、あっせん打切書(様式第14)により当事者双方に通知するものとする。

(あっせんの合意)

第12条 当事者双方があっせんに合意したときは、あっせん合意届(様式第15)を市長に提出するものとする。

(あっせんにあたる職員)

第13条 あっせんにあたる職員は、市長が指名し1紛争事件について3人とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(調停への移行)

第14条 市長は、条例第31条第1項の規定により調停に付すよう勧告する場合は、当事者双方に調停移行勧告書(様式第16)により通知するものとする。

2 当事者は、前項の規定により通知を受け勧告を受託する場合は、調停移行受諾書(様式第17)を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により当事者の双方から調停移行受諾書の提出があった場合は、調停移行決定通知書(様式第18)により通知するものとする。

4 市長は、当事者の一方が勧告を受託しない場合において、相当の理由があると認めるときは、勧告を受託しない当事者の一方に調停に付す旨を調停決定通知書(様式第19)により通知するものとする。

(開発等事業紛争調停委員の組織)

第15条 条例第32条の規定に基づく知立市開発等事業紛争調停委員(以下「調停委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 弁護士の資格を有する者

(2) 司法又は行政事務に関する学識経験を有する者

(職務)

第16条 調停委員は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 条例に規定する調停に関すること。

(2) その他紛争の調停に必要な指導及び助言に関すること。

(調停委員の任期)

第17条 調停委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(調停委員の服務)

第18条 調停委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

2 調停委員は、担当する事件を自己本来の業務に利用してはならない。また、自身の利害に関する紛争の調停に関与できない。

(調停委員の解嘱)

第19条 市長は、調停委員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合

(2) 調停委員たるにふさわしくない行為があった場合

(3) 前条に違反する行為を行った場合

(調停の手續及び運営)

第20条 調停は、3人の調停委員からなる調停委員会（以下「委員会」という。）を設けて行う。

2 前項の調停委員は、市長が紛争事件ごとに指名をする。

3 第1項の委員会に委員長を置き、調停委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会は、調停に係る紛争事件について、当事者双方から事情を聴取し、関係文書又は物件等の提出を求めることができる。

7 委員会は、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の承諾を得て当事者の占有する場所に立入調査することができる。また、委員が立入調査するときは、身分証（様式第20）を携行し、関係者に提示するものとする。

8 条例第33条第1項の規定により紛争当事者に出席を求めるときは、調停出席勧告書（様式第21）によるものとする。

9 条例第33条第3項の規定により紛争当事者に説明を求めるときは、説明要請書（様式第22）によるものとする。

10 条例第33条第4項の規定により紛争当事者に説明を行うよう勧告するときには、説明勧告書（様式第23）によるものとする。

11 条例第34条で規定する調停案は、調停委員の過半数の意見で作成するものとする。

(調停に要する標準の期間及び期日)

第21条 条例第36条に規定する調停に要する標準の期間は、調停移行決定通知書又は調停決定通知書を通知した日から起算して60日とする。

2 委員会は、調停の係属する期間内において5回を限度として調停期日を設け、当事者の双方が合意に達するよう努めるものとする。

(調停案の受諾勧告)

第22条 委員会は、条例第34条第1項の規定による調停案の受諾の勧告は、調停案受諾勧告書(様式第24)により行うものとする。

2 前項の勧告を受けた当事者は、当該勧告の諾否を調停案諾否回答書(様式第25)により委員会に回答しなければならない。

(代表当事者の選定)

第23条 当事者において共通の利益を有する者が多数ある場合は、当事者の内から3人を超えない範囲で代表当事者を選定することができる。

2 委員会は、共通の利益を有する当事者が著しく多数であり、かつ、代表当事者を選定することが適当であると認めるときは、当該当事者に対し、代表当事者の選定を代表当事者選定命令通知書(様式第26)により命ずることができる。

3 前2項の規定により代表当事者を選定した者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

4 選定者は、第1項の規定により代表当事者を選定した場合は代表当事者選定通知書(様式第27)を、前項の規定により代表当事者の取消し又は変更した場合において、代表当事者(取消・変更)届(様式第28)を委員会に提出しなければならない。

5 代表当事者は、選定者のために、調停の取下げ又は調停案の受諾を除き、当該調停に関する一切の手続を行うものとする。

(代理人)

第24条 調停の当事者は、委任をもって代理人を立てることができる。

2 前項の規定により代理人を立てるときは、代理人通知届(様式第29)を委員会に提出するものとする。

3 代理人の権限は、委任を証する書面に明示しなければならない。

(調停の取下げ)

第25条 当事者が調停を取り下げるときは、調停取下届(様式第30)を委員会に提出するものとする。

(調停の合意及び成立)

第26条 当事者双方が調停に合意したときは、調停合意届(様式第31)を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の調停合意届が提出されたときは、調停成立調書を作成し、これに当事者双方が署名押印をしたとき、調停が成立したものとする。

(調停をしない場合)

第27条 委員会は、調停に移行した事件がその性質上調停をするのに適当でないと認めるとき又は当事者が不当な目的のみだりに調停に臨んだと認めるときは、調停をしないものとするができる。

2 委員会は前項の規定により調停をしないものとしたときは、調停不適當通知書(様式第32)により市長及び当事者双方に通知するものとする。

(調停の打ち切り)

第28条 委員会は、調停を打ち切るときは、調停打ち切り通知書(様式第33)により市長及び当事者双方に通知するものとする。

(工事着手の延期又は停止の勧告)

第29条 条例第38条に規定する工事着手の延期又は停止を勧告するときは、工事着手の延期・工事停止勧告書(様式第34)により行うものとする。

(公表)

第30条 条例第33条第2項及び第40条に規定する公表は、次に掲げる方法で行うものとする。

(1) 知立市公告式条例(昭和45年知立市条例第2号)に基づく公告式

(2) その他市長が必要と認める方法

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

相 談 申 出 調 書		年 月 日作成
相 談 受 付 番 号		
相 談 申 出 者	住 所	
	氏 名	
開 発 等 事 業 の 名 称		
事 業 区 域 の 地 名 地 番		
調 整 (相 談) の 相 手 方	住 所	
	氏 名	
調 整 事 項		
経 過 及 び 相 談 内 容		

様式第 2 (第 3 条関係)

年 月 日	
紛 争 調 整 申 出 書	
知立市長 様	
申 出 人 住 所 氏 名 電 話 ()	
⑩	
知立市開発等事業に関する手続条例第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり紛争調整（あっせん）を申し出ます。	
※ 申 出 受 付 番 号	
開 発 等 事 業 の 名 称	
事 業 区 域 の 地 名 地 番	
調整（あっせん）の相手方	住 所
	氏 名
調 整 事 項	
交 渉 経 過 概 要	

- 備考 1 第 8 条第 1 項の規定による代表者を決定した場合は、代表者のうち 1 名を申出人として、併せて代表者決定通知書（様式第 10）を提出してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 申出人の住所、氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

様式第3（第3条関係）

第 号 年 月 日	
紛争調整開始通知書	
住所 氏名	様
知立市長 印	
知立市開発等事業に関する手続条例第29条の規定により、紛争調整（あっせん）を行いますので通知します。	
開発等事業の名称	
事業区域の地名地番	
調整事項	

備考 あっせんとは、紛争の当事者間の交渉が円滑にいくように、市が仲介し、合意形成の促進を図るものです。

様式第4（第3条関係）

第 号
年 月 日

紛争調整執行勧告書

住所
氏名 様

知立市長 印

知立市開発等事業に関する手続条例第29条第4項の規定により、紛争調整（あつせん）のため出席に応ずるよう勧告します。

ついては、別添の紛争調整執行勧告回答書により 年 月 日までに
ご回答ください。

開発等事業の名称			
事業区域の地名地番			
あ つ せ ん	相手方	住所	
		氏名	
	日 時	年 月 日	午前・午後 時
	場 所		

様式第 5 (第 3 条関係)

年 月 日

紛争調整執行勧告回答書

知立市長 様

住 所
氏 名 ⑩
電 話 ()

年 月 日付け第 号紛争調整執行勧告書による勧告に
ついては、次のとおり回答します。

応じます。

紛争調整(あつせん)のため出席に

応じません。

応じない場合は、その理由

様式第 6 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

資 料 提 供 要 請 書

住 所
氏 名 様

知立市長



知立市開発等事業に関する手続条例第 29 条第 6 項及び知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第 4 条の規定により、資料提供を要請します。
ついては、 年 月 日までに資料を提出してください。

開 発 等 事 業 の 名 称

事 業 区 域 の 地 名 地 番

資 料 の 内 容

様式第 7 (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

資 料 提 供 勸 告 書

住 所
氏 名 様

知立市長 印

年 月 日付け第 号の資料提供要請書について、知立市開発等事業に関する手続条例第 29 条第 7 項の規定により、資料提供に応じるよう勧告します。

開 発 等 事 業 の 名 称

事 業 区 域 の 地 名 地 番

資 料 の 内 容

様式第 8 (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

紛争調整不相当通知書

住 所
氏 名 様

知立市長 印

年 月 日付けで申出のあった件については、紛争調整（あっせん）
をしないものとなりましたので、通知します。

開発等事業の名称

事業区域の地名地番

調整事項

あっせんをしないこととした理由

様式第9（第8条関係）

第 号
年 月 日

代表者決定命令通知書

住所
氏名 様

知立市長 印

年 月 日付けで申出のあった件について、当事者が多数であるため、代表者を決定することが適当と認めますので、代表者を決定するよう命じます。ついで、代表者決定通知書を 年 月 日までに提出してください。

※ 申 出 受 付 番 号	
開 発 等 事 業 の 名 称	
事 業 区 域 の 地 名 地 番	
共通の利益を有する当事者の人数	人

様式第 10 (第 8 条関係)

年 月 日

代 表 者 決 定 通 知 書

知立市長 様

知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり代表者を決定しましたので、同条第 4 項の規定により届け出ます。

代 表 者 氏 名	住 所
印	
印	
印	
届出人(紛争当事者)氏名	住 所
印	
印	
印	
印	
印	

備考 届出人が多数である場合は、別紙による。

様式第 1 1 (第 8 条関係)

年 月 日

代表者 (取消・変更) 届

知立市長 様

知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり代表者を (取消し・変更) しましたので、同条第 4 項の規定により届け出ます。

代 表 者 氏 名	住 所
印	
印	
印	
届出人 (紛争当事者) 氏名	住 所
印	
印	
印	
印	
印	

備考 届出人が多数である場合は、別紙による。

様式第 1 2 (第 9 条関係)

年 月 日

代 理 人 通 知 届

知立市長 様

知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第 9 条の規定により、次のとおり代理人に委任しましたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

代 理 人 氏 名	住 所
印	
代理人として行う主な業務	
届出人 (紛争当事者) 氏名	住 所
印	
印	
印	
印	
印	

備考 代理人の権限を明示した当事者からの委任を証する書面を添付してください。

様式第13（第10条関係）

年 月 日	
あっせん申出取下届	
知立市長 様	
申出人住所 氏名 ㊟ 電話 ()	
年 月 日付けで申し出た件について、知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第10条の規定により、次のとおり取り下げます。	
※ 申出受付番号	
開発等事業の名称	
事業区域の地名地番	
調整（あっせん）の相手方	住所 氏名
調整事項	
取下の理由	

備考 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 申出人の住所、氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

様式第 1 4 (第 1 1 条関係)

第 号
年 月 日

あ っ せ ん 打 切 書

住 所
氏 名 様

知立市長



年 月 日付けで申出のありました件については、知立市開発等事業に関する手続条例第 3 0 条第 2 項の規定によりあっせんを打ち切りますので、同条第 3 項及び同条例に係る紛争調整規則第 1 1 条の規定により、次のとおり通知します。

開 発 等 事 業 の 名 称	
-----------------	--

事 業 区 域 の 地 名 地 番	
-------------------	--

あ っ せ ん の 相 手 方	住 所	
--------------------	-----	--

	氏 名	
--	-----	--

あっせんの打切理由

様式第 1 5 (第 1 2 条関係)

年 月 日	
あ っ せ ん 合 意 届	
知立市長 様	
当事者	住所 氏名 ㊟ 電話 ()
当事者	住所 氏名 ㊟ 電話 ()
<p>年 月 日付けで申し出た件について、合意に達したため、知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第 1 2 条の規定により、次のとおり提出します。</p>	
※ 申 出 受 付 番 号	
開 発 等 事 業 の 名 称	
事 業 区 域 の 地 名 地 番	
調 整 事 項	
合 意 の 内 容	

備考 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 当事者の住所、氏名は、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

様式第16（第14条関係）

		第	号
		年	日
		月	
調 停 移 行 勧 告 書			
住 所			
氏 名		様	
知立市長			印
<p>知立市開発等事業に関する手続条例第31条第1項の規定により、調停に付すこととしますので、同条例に係る紛争調整規則第14条第1項の規定により、次のとおり知立市開発等事業紛争調停委員の調停に付すよう勧告します。</p>			
開 発 等 事 業 の 名 称			
事 業 区 域 の 地 名 地 番			
相 手 方	住 所		
	氏 名		
調 停 事 項			
あ っ せ ん の 経 緯			

備考 調停とは、紛争の当事者間の交渉が円滑にいくように、市長が委嘱する調停委員が当事者間を仲介し、調停案を示すなど、あっせんよりも積極的に合意形成の促進を図るものです。

様式第 17 (第 14 条関係)

年 月 日

調 停 移 行 受 諾 書

知立市長 様

住 所
氏 名 ⑩
電 話 ()

年 月 日付け第 号の調停移行勧告書による勧告については、
知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第 14 条第 2 項の規定によ
り、次のとおり回答します。

受諾します。

知立市開発等事業紛争調停委員の調停に付することを

受諾しません。

受諾しない場合は、その理由

備考 当事者の住所及び氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名

様式第 18 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

調 停 移 行 決 定 通 知 書

住 所
氏 名 様

知立市長 印

知立市開発等事業に関する手続条例第 31 条第 2 項の規定により、次のとおり調停を行いますので、同条例に係る紛争調整規則第 14 条第 3 項の規定により通知します。

開 発 等 事 業 の 名 称			
事 業 区 域 の 地 名 地 番			
調 停	相手方	住 所	
		氏 名	
	日 時	年 月 日	午前・午後 時
	場 所		
調 整 事 項			

様式第 19 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

調 停 決 定 通 知 書

住 所
氏 名 様

知立市長



年 月 日付けの調停移行勧告を受諾されませんでした。知立市開
発等事業に関する手続条例第 31 条第 3 項の規定により、次のとおり調停を行います
ので、同条例に係る紛争調整規則第 14 条第 4 項の規定により通知します。

開 発 等 事 業 の 名 称			
事 業 区 域 の 地 名 地 番			
相 手 方	住 所		
	氏 名		
調 停	相手方	住 所	
		氏 名	
	日 時	年 月 日 午前・午後 時	
	場 所		
調 整 事 項			
調 停 に 付 す 理 由			

様式第20（第20条関係）

（表）

契 印	
第 号	
身 分 証	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第20条第7項の規定により立入調査を行う調停委員であることを証明する。	
発行日	年 月 日
知立市長	印

（裏）

注 意 事 項
1 この証明書は、開発等事業区域等に立入調査をする場合には、必ず携帯しなければならない。
2 事業者等の請求があった場合は、この証明書を呈示しなければならない。
3 この証明書は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第 2 1 (第 2 0 条関係)

第 号
年 月 日

調 停 出 席 勧 告 書

住 所
氏 名 様

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長



知立市開発等事業に関する手続条例第 3 3 条第 1 項及び同条例に係る紛争調整規則第 2 0 条第 8 項の規定により、調停のため出席に応ずるよう勧告します。

開 発 等 事 業 の 名 称			
事 業 区 域 の 地 名 地 番			
調	相手方	住 所	
		氏 名	
停	日	時	年 月 日 午前・午後 時
	場	所	
調 整 事 項			

様式第 2 2 (第 2 0 条関係)

第 年 月 日 号

説 明 要 請 書

住 所
氏 名 様

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長



知立市開発等事業に関する手続条例第 3 3 条第 3 項及び同条例に係る紛争調整規則第 2 0 条第 9 項の規定により、説明を行うよう要請します。

については、 年 月 日までに説明を行ってください。

開 発 等 事 業 の 名 称

事 業 区 域 の 地 名 地 番

説 明 を 求 め る 事 項

様式第 23 (第 20 条関係)

第 号
年 月 日

説 明 勸 告 書

住 所
氏 名

様

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長



年 月 日付け説明・資料提供要請書について、知立市開発等事業に関する手続条例第 33 条第 4 項及び同条例に係る紛争調整規則第 20 条第 10 項の規定により、説明を行うよう勧告します。

については、年 月 日までに説明を行ってください。

開発等事業の名称	
事業区域の地名地番	
説明を求める事項	

第 年 月 日 号

調 停 案 受 諾 勧 告 書

住 所
氏 名 様

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長



年 月 日付け第 号の調停移行決定通知書により通知した件
については、知立市開発等事業に関する手続条例第 3 4 条第 1 項及び同条例に係る紛
争調整規則第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙の調停案の受諾を勧告します。ついて
は、別添の調停案諾否回答書により 年 月 日までに回答してくださ
い。

年 月 日

調 停 案 諾 否 回 答 書

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長 様

住 所

氏 名

印

電 話

()

年 月 日付け第 号の調停案受諾勧告書による勧告については、知立市開発等事業に関する手続条例第 3 4 条第 2 項及び同条例に係る紛争調整規則第 2 2 条第 2 項の規定により、次のとおり回答します。

調停案を 受諾します。
 受諾しません。

受諾しない場合は、その理由

様式第 26 (第 23 条関係)

第 号
年 月 日

代表当事者選定命令通知書

住 所
氏 名 様

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長 印

年 月 日付け第 号で調停に移行した件について、共通の利益を有する当事者が著しく多数であり、代表当事者を選定することが適当であると認めますので、代表当事者を選定するよう命じます。

については、別添の代表当事者選定通知書を 年 月 日までに提出してください。

開発等事業の名称	
事業区域の地名地番	
共通の利益を有する 当事者の人数	人

様式第 27 (第 23 条関係)

年 月 日

代表当事者選定通知書

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長 様

知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第 23 条第 1 項の規定により、次のとおり代表当事者を選定しましたので、同条第 4 項の規定により届け出ます。

代表当事者氏名	住 所
印	
印	
印	
選定者(紛争当事者)氏名	住 所
印	
印	
印	
印	
印	

備考 選定者が多数である場合は、別紙による。

様式第 28 (第 23 条関係)

年 月 日

代表当事者(取消・変更)届

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長 様

知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第 23 条第 3 項の規定により、次のとおり代表当事者を(取消し・変更)しましたので、同条第 4 項の規定により届け出ます。

代表当事者氏名	住 所
印	
印	
印	
選定者(紛争当事者)氏名	住 所
印	
印	
印	
印	
印	

備考 選定者が多数である場合は、別紙による。

様式第 29 (第 24 条関係)

年 月 日

代 理 人 通 知 届

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長 様

知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第 24 条の規定により、次のとおり代理人に委任しましたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

代 理 人 氏 名	住 所
印	
代理人として行う主な業務	
届出人(紛争当事者)氏名	住 所
印	
印	
印	
印	
印	

備考 代理人の権限を明示した当事者からの委任を証する書面を添付してください。

様式第30（第25条関係）

年 月 日

調 停 取 下 届

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長 様

申 出 人 住 所
氏 名 ⑩
電 話 ()

年 月 日付け第 号で申出た件について、知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第25条の規定により、次のとおり取り下げます。

※ 申 出 受 付 番 号		
開 発 等 事 業 の 名 称		
事 業 区 域 の 地 名 地 番		
調 停 の 相 手 方	住 所	
	氏 名	
調 整 事 項		
取 下 の 理 由		

- 備考 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
2 当事者の住所、氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

様式第 3 1 (第 2 6 条関係)

年 月 日

調 停 合 意 届

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長 様

住 所
氏 名 ⑩
電 話 ()

次のとおり調停に合意しましたので、知立市開発等事業に関する手続条例施行規則第 2 6 条の規定により提出します。

開 発 等 事 業 の 名 称		
事 業 区 域 の 地 名 地 番		
調 整 (調 停) の 相 手 方	住 所	
	氏 名	
調 整 事 項		
合 意 の 内 容		

備考 当事者の住所、氏名は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

様式第 3 2 (第 2 7 条関係)

第 号
年 月 日

調 停 不 適 当 通 知 書

住 所
氏 名 様

知立市長 様

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長



年 月 日付けで調停に移行した件については、知立市開発等事業に関する手続条例に係る紛争調整規則第 2 7 条第 2 項の規定により調停をしないものとしたので、通知します。

開発等事業の名称	
事業区域の地名地番	
調整事項	
調停をしないこととした理由	

様式第 3 3 (第 2 8 条関係)

第 号
年 月 日

調 停 打 切 通 知 書

住 所
氏 名 様

知立市長 様

知立市開発等事業紛争調停委員会委員長 印

年 月 日付け第 号で調停に移行した件については、知立市開発等事業に関する手続条例第 3 7 条第 2 項の規定により調停を打ち切りますので、同条例に係る紛争調整規則第 2 8 条の規定により、次のとおり通知します。

開 発 等 事 業 の 名 称		
事 業 区 域 の 地 名 地 番		
調 停 の 相 手 方	住 所	
	氏 名	
調停の経過及び打切理由		

様式第34（第29条関係）

第 号
年 月 日

工事着手の延期・工事停止勧告書

住 所
氏 名 様

知立市長 印

次の件については、知立市開発等事業に関する手続条例第38条及び同条例に係る紛争調整規則第29条の規定により、（相談・あつせん・調停）のため、（工事の着手の延期・工事停止）を勧告します。

開発等事業の名称	
事業区域の地名地番	
勧告する理由	